

企業組合

設立ガイドブック

知って得する

法人組織

- 仲間とともに創業したい / 会社を設立したい
- 社会課題を解決する団体を作りたい
- 多様な立場の人が平等に発言できる形が理想
- 実行委員会や協議会から自走できる組織を作りたい



株式会社・合同会社・NPO法人の他に
企業組合制度をご検討ください!

山口県中小企業団体中央会

企業組合とは

個人の経験やスキルを活かして事業に参加し、
会社と同様に**営利事業**を行うことができる
法人組織。

個人4人以上で
出資する法人

県知事認可法人で
高い信頼性



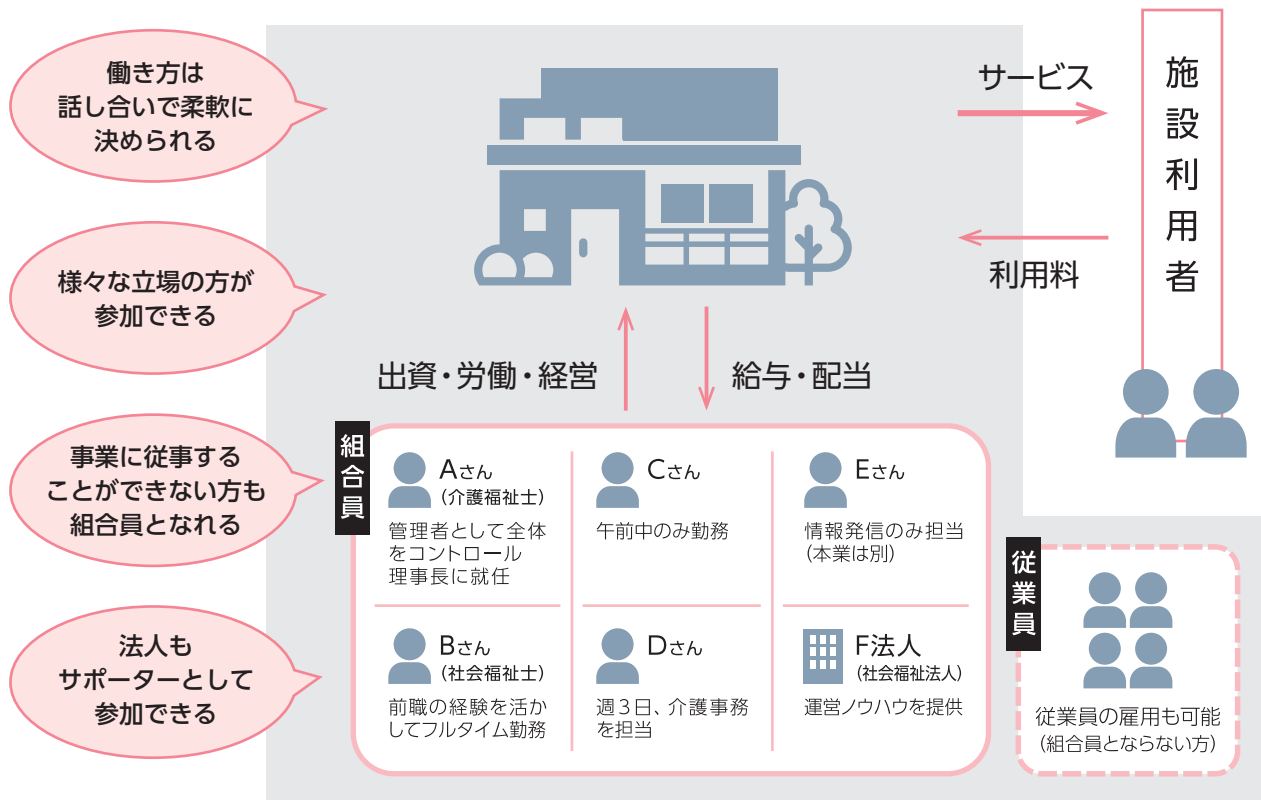
一人一票で
発言権は平等

税制・補助金の
優遇措置

企業組合には営利組織の一面と、非営利組織に見られる平等性の一面とがあり、
他の法人とは異なる特徴があります。

企業組合運用イメージ

デイサービス企業組合の例 (通所介護事業を実施。組合員6名)



企業組合と株式会社との相違ポイント

	企業組合	株式会社
目的	組合員の働く場の確保、経営の合理化	利益追求
設立人数	4人以上	1人以上
行政の認可	必要 (県知事等)	なし
設立費用	0円～	18万円～
発言権	平等	出資額に応じる

詳しくは13、14ページの法人組織比較をご覧ください

企業組合制度の概要

- 根拠法** 中小企業等協同組合法
- 認可法人** 設立に際し所管行政庁の認可を受ける必要のある法人
- 組織目的** 組合員の働く場の確保、経営の合理化
- 事業** 商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業 (定款に掲げれば何でもOK)
- 組合員資格** 個人、個人事業主、法人
(組合事業に従事する組合員は基本的に勤労者と見なされる)
- 特徴** 所有・労働・経営が一体
(組合員は出資者であり、組合で働く労働者であり、経営者でもある)
- 基準及び原則**
 - 備えておかなければならない基準
 - ①相互扶助目的
 - ②剰余金配当の基準 (出資配当年2割以内、従事分量配当)
 - ③加入・脱退の自由
 - ④議決権・選挙権の平等
 - 運営上守るべき原則
 - ①組合員への直接奉仕・公平奉仕の原則
 - ②政治的中立の原則
- 制限** 従事比率、組合員比率、出資比率等、法律上一定の制限がある

企業組合のメリット



どんな事業でも実施 でき利益追求OK

専門知識や技能を活かした事業をはじめ、地域に溶け込んだコミュニティビジネス（地域食堂、保育園や介護施設）など、定款に掲げれば事業に制約はありません。また配当も可能です。

NPO法人と違って
制約がなく、
利益を追及できる



県知事認可法人

県知事「認可」法人のため、設立直後から高い信用力があります。金融機関からの融資や各種補助金等を受け取ることも可能となります。

設立直後から
社会的信頼性が高い



税制優遇される

税制優遇として、登記に対する登録免許税が非課税（0円）のため、設立時の初期費用を抑えることができます。代表理事の変更登記も非課税のため維持費用を抑えることができます。

設立費用が安価で
ローコストで運営できる



議決権・選挙権が平等

意思決定は出資額の多寡にかかわらず、1人1票、全員平等。みんなで決めてみんなで運営するというスタイルで民主的な組織運営が確保できます。社長と社員といった縦の関係ではありません。

発言権は平等で
民主的な運営



法人も組合員となれる

法人も「特定組合員」として組合員となれるため、資本の充実等が図れます。ただし法人等の特定組合員数は総組合員の1/4以下に制限されている等の制約があります。

法人もサポーター役として
参加できる



株式会社への 組織変更が可能

将来的に事業規模が拡大した場合、組合を解散することなく株式会社へ組織変更が可能です。

スムーズな
組織変更が可能



使い勝手の良い補助金

企業組合が活用できる2つの補助金制度をご紹介します。(令和4年度現在の情報です)

■取引力強化推進事業 [補助金額の上限50万円 補助率2/3]

- ホームページの制作、改修 (企業組合みんと村)
- リーフレットの作成 (企業組合小行司健康グループ)
- パッケージの制作 (企業組合廣田養蜂場)



■小企業者組合成長戦略推進プログラム等支援事業

[補助金額の上限120万円
補助率6/10]

- 米粉を活用した菓子のアンケート調査 (企業組合 河内グランマ)



このほか、課題に対応するための研修会の開催や実地研修、専門家派遣等に対して費用の1/2を補助する支援策等もあります。



中央会という専門支援機関の存在

中央会は組合支援の専門機関です。設立のご相談・事業計画の策定・設立書類の作成サポートから始まり、設立後も事業運営や行政庁への書類提出、補助金の申請など手厚くサポートします。(設立後は山口県中央会へぜひご入会ください)

法人化のメリット・デメリット

企業組合に限らず、法人化のメリットデメリットの一部をご紹介します。

メリット

- 団体の財産・権利等を法人名義で契約・登記できる
- 有限責任で安心
- 継続性が向上する
代表者の変更が容易となり、煩雑な手続きやトラブルを避けることができる
- 信頼性が向上する
- メンバーに責任感が生まれる

デメリット

- 法人としての義務が発生する
法人住民税、社会保険への強制加入など
- 法律上の運営ルールがあり、事務負担が増える

全国の企業組合事例

近年は
ソーシャル
ビジネスを行う
組合が多く設立
されています

福祉



■ 子育て女性サポート企業組合

子育て中の女性に対し、家事代行・託児サービスを実施。また、ハンドメイド作家への支援としてイベント企画運営も行い、女性活躍推進、起業支援、地域コミュニティサポートを行っている。

■ 障がい者福祉企業組合

障がいのある人の家族が組合員となり、障がい者福祉サービスや生活用品を販売する店舗を運営。

観光



■ 観光船企業組合

漁業者と住民が中心にイルカウォッチング船を運航するため組合を設立。遊覧旅客不定期航路事業の認可を得て、遊覧船事業を開始した。

■ ワイナリー企業組合

農家民宿経営者を中心にワインで地域活性化を図るため設立。ワインの製造免許の認可を得てワイン工場と農家レストランを建設した。

地元食材の活用



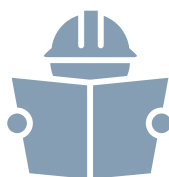
■ 手作り食品企業組合

地域住民に地元食材を使ったお弁当やお菓子を提供したいという想いから、主婦を中心に設立。地元道の駅で販売。

■ レストラン企業組合

農家の主婦が集まって設立。地元で伝承される郷土料理をベースとした薬膳料理のレストランを町営施設内に開設している。在庫管理や衛生管理の統一、社会保険等安心した職場環境が整う点がメリット。

資格を活かし 独立



■ 電気工事企業組合

電気工事の資格を持つ企業退職者仲間で設立。配電線の日常点検や災害発生時の特別調査を実施。

■ リンパケア企業組合

リンパケア施術者同士が既存サロンから独立し、企業組合でサロンを運営。企業の従業員として働くよりも、働き方を柔軟に決められる点がメリットとなった。

任意団体の 法人化



■ カキ販売企業組合

牡蠣の養殖・販売をしている任意団体があり、収益が伸びてきたことから販売部門を独立させる形で法人化した。新規設備投資の融資を受けにくい等の課題も解決した。

■ 宿泊施設の管理企業組合

廃校を活用した宿泊施設の管理を行う団体が法人化。働いていた近隣住民が組合員となり、地元法人企業は特定組合員として参加し、財政面や運営アドバイス等でサポート。

個人事業主の 連携



■ 特産野菜活用企業組合

農産物の産地ブランド化に取り組む生産者が集まり、加工・販売を担うために企業組合を設立。高付加価値商品を生み出している。

■ 介護コンサルタント企業組合

介護施設の元施設長やリフォーム業者、不動産業者等の異業種が集まり、介護福祉施設のコンサルタント業を行っている。

注意 ポイント

個人事業主が企業組合の組合員となった場合、企業組合の事業に従事した勤労の対価として企業組合より給与所得を受け取ります。場合によっては社会保険・労働保険に加入することになります。事業所得を給与所得に置き換えることにより税務上のメリットが生まれる場合もあり、個人事業主としては廃業する場合があります。

なお競争禁止の観点から、原則、企業組合で行う事業と同様の仕事は自分自身では行えません。

企業組合を選んだ理由

- ボランティアではなく利益を出しながら活動を継続させたいと感じており、**営利組織と非営利の間のイメージ**が自分達に合致していたため
- 時間・場所・契約などにとらわれない**柔軟な働き方**が可能だから
- 仲間とともに、**経営者でありながら自らもプレイヤーとして事業に参画する制度**に魅力を感じたから
- 誰かが上に立つのではなく**全員平等である理念**に共感したから
- 認可法人で**社会的信頼性が高く、地域の方々に信頼される**と考えたため



企業組合設立の流れ

1 設立発起人を4人以上集める

発起人とは…組合員になろうとする者（4人以上）が発起人となり、事業計画の策定、組合員の募集、創立総会の開催及び認可申請までの全ての行為を行います。なお法人は発起人にはなれません。

2 プランニング（書類作成）

事業計画や収支予算（2事業年度分）等について話し合い、設立認可に必要な書類に落とし込みます。

設立にあたってのチェックポイント

- どんない事業を行う？（コンセプトは？）
- 収入の見込みは？（事業計画書・収支予算書の作成）
- 組合員となるメンバーは4人以上確保できる？
（誰がどの程度事業に従事する？役員は何人にする？）
- 出資金は一人当たりどの程度にする？
- 決算月はいつにする？
- 組合の名称はどうする？
- 組合事務所はどこにする？
- 必要な許認可はある？

設立にあたって決めることは多々ありますが、中央会がサポートします！



3 創立総会の開催公告（開催日の2週間以上前）

開催日の2週間前までに会議の日時、場所、定款を公告します。

4 創立総会・理事会の開催

「創立総会」定款の承認、事業計画・収支予算等の決定、理事及び監事の選挙等を行います。

「理事会」理事長・役付理事の互選等を行います。

設立の相談は
中央会まで

5 行政庁へ設立認可申請 → 設立認可

「設立認可申請に必要な書類(例)」定款、事業計画書、収支予算書、設立趣意書、創立総会議事録、役員名簿、設立同意者名簿、設立発起人の印鑑証明等

6 出資の払込み

設立の認可を受けた後、発起人は、創立総会で選出され就任した理事に事務手続きを引き継ぎます。

7 法務局へ設立登記 → 組合成立

出資の払込みが完了した日から2週間以内に、代表理事は法務局に設立登記申請をしなければなりません。また、オンライン申請を行わない場合は組合の代表者印も併せて届け出る必要があります。(別途、代表理事個人の印鑑証明書が必要)
なお設立登記申請日(法務局に受理された日)が組合成立日となります。

8 税務署等へ法人設立の届出

登記申請後、数日で登記簿謄本が取得できます。それをもって税務署、都道府県、市町に「法人設立届出書」を提出します。必要に応じて社会保険・労働保険の手続きが必要です。

9 事業開始

銀行口座の開設、物件契約、許認可の申請等を行い、事業活動を開始します。

ワンポイント



設立までに想定される費用

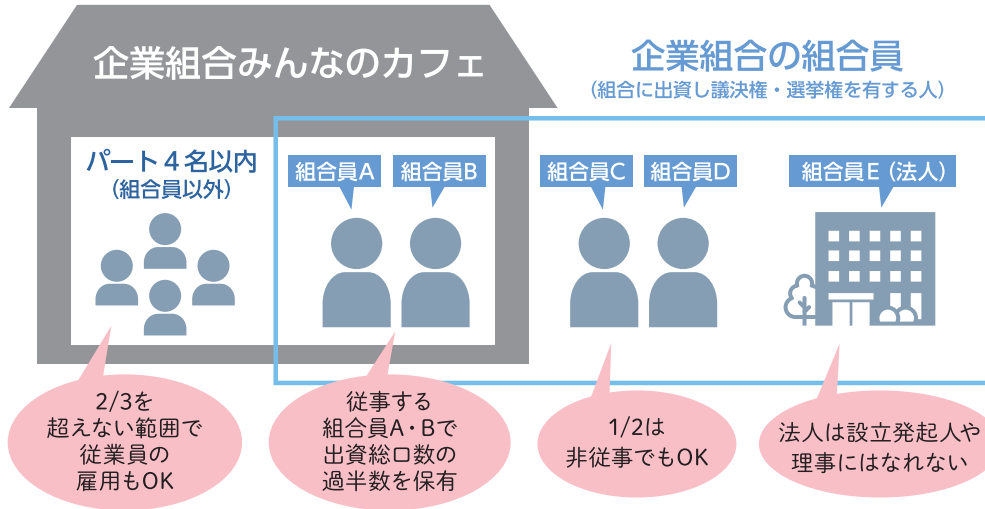
設立までの費用を創立費といい、組合設立登記以前に要した一切の費用のことをいいます。創立費については、創立総会で承認を受けます。なお、創立費用については、発起人が立て替えるか組合員予定者からの預り金等で支出し、組合成立後、出資金より精算してください。

- 事務用品費
(代表理事印、銀行印、ゴム印等)
- 印刷費
(設立認可申請書類作成費等)
- 通信費
(創立総会通知文書等)
- 創立総会開催費用 など

組合員についてのルール

イメージ

カフェ運営を行う企業組合
(組合員5人)
の場合



企業組合の組合員 (組合に出資し議決権・選挙権を有する人)

組合員比率

組合の事業に従事する者の3分の1以上は、組合員である必要があります。範囲内であれば、組合員とならない従業員を雇用することができます。

出資比率

組合の出資総口数の過半数は、従事組合員が保有する必要があります。

※企業組合の「従事」とは、勤労者としては組合の事業にのみ携わることを行い、主婦のように生活の一定部分を主婦として過ごしていても、対価を受け取る勤労の対象が専ら企業組合であれば従事とみなします。

従事比率

組合員(特定組合員を除く)の2分の1以上は、従事組合員(組合員であって組合の事業に従事する者)となる必要があります。言い換えると、組合の事業活動に賛同しながらも、様々な理由で事業に従事することができない方も組合員となれます。

組合員資格

個人(学生や主婦、会社員、会社を退職した方、個人事業者等)及び法人等。ただし法人等は「特定組合員」と呼ばれ、総組合員の4分の1以下に制限されているほか、設立発起人や理事にはなれません。

権 利

- **剰余金の配当請求権**
出資配当(年2割以内)と従事分量配当があります。
- **持分の払戻し請求権**
組合員が組合を脱退したときは、その持分の払戻しを請求することができます。
- **議決権、選挙権**
組合員は各々1票の議決権及び役員選挙権を有します。
- **役員改選請求権**

義 務

- **出資義務**
組合員は必ず出資を1口以上有しなければなりません。
- **組合員の責任**
組合員の責任はその出資額を限度とする間接・有限責任です。
- **定款、規約及び総会の決定に従う義務**
定款、規約は組合の自治規定であり、総会の決議は組合員の総意による意志なので、組合員はこれを守る義務があります。

組合への加入・脱退(原則自由)

加入

組合に加入しようとする者は、定款の定めるところにより組合の承諾を得た後、出資金の払込みを終了した時に組合員となります。

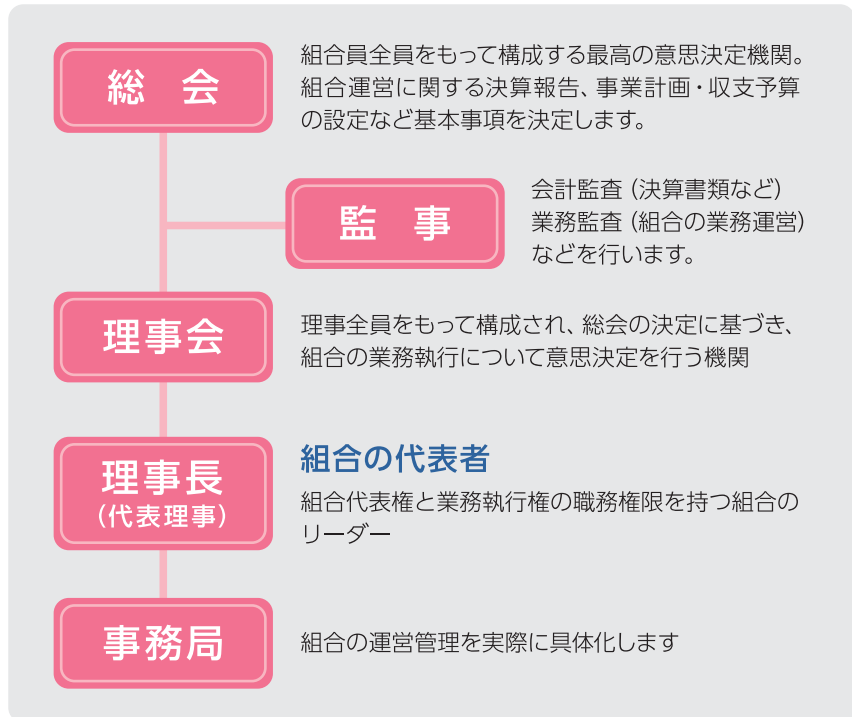
脱退

事業年度末の90日前までに予告し、事業年度末で脱退となります。(死亡等の法定脱退は直ちに脱退)

管理・運営についてのルール

組合の運営や管理に関する基本的事項は法律や定款に定められています。機関には、総会、理事会、理事長（代表理事）、理事、監事があり、これらの機関は必ず組合に設置しなければなりません。

また、県知事認可法人のため「決算関係書類届出」などの企業組合独特の手続きがありますが、それ以外は基本的に通常の会社と変わりません。



役員（理事・監事）について

定数

組合員の中から理事3人以上、監事1人以上を選出します

（法人等の特定組合員は役員になれません。監事は組合員以外でも可能です。）

任期

理事2年以内 監事4年以内（定款で2年とする場合が多いです）ただし設立時の役員の任期は1年を超えることができません

選出方法 総会で選出します

代表理事、役付理事（副理事長、専務理事等）は理事会で選出します

役員（組合）に対する責任

任務を怠ったことによって生じた損害を賠償する責任があります。

役員（第三者）に対する責任

損害賠償責任があります
（悪意又は重過失によって生じたものである場合に限る）

理 事

● 理事に求められるもの

組合運営に積極的に参画できる、組合員からの信頼が厚い、企業経営の能力や経験等

● 代表理事の職務権限

組合の事業に関する裁判上及び裁判外一切の行為を行う権限、業務執行権（組合の事務全般を処理する、総会招集、理事会招集・主宰等）

● 一般理事の職務権限

理事会に出席し理事会の決議に加わること、代表理事を選任すること、理事会を招集すること等

監 事

● 監事に求められるもの

- 会計経理について専門的な知識がある
- 的確公正な判断を下しうる能力がある

● 監事の職務権限

決算関係書類について監査し監査報告を作成すること、組合の会計帳簿及び会計関係書類を閲覧し謄写すること、理事、参事、会計主任及び職員に対して会計に関する報告を求めると等

企業組合の留意点



1 法人税などの税金の支払い義務がある

赤字の場合でも法人住民税の均等割（山口県内の場合71,000円から）が課税されます。また、社会保険料や雇用保険料の会社負担分、労災保険料についても支払い義務があります。



2 県知事認可法人としての運用ルールがある

行政庁による認可法人のため、決算関係書類や役員変更の届出を行う必要があります。また、法律や定款に則って組合運営を行うことが求められます。

中央会がサポートします



3 事業従事者は基本的に労働者となる

組合員は株式会社で言う株主に該当し、企業組合が雇用する従業員ではありませんが、従業員と同一の基準により受け取る所得に対しては給与所得として取り扱われます。



4 1組合員の出資制限がある

平等の原則を保持するため、1組合員の出資口数は出資総口数の4分の1までという制限があります。たとえば、一人の組合員が出資総口数の半分を出すことは違法です。



5 従事する組合員の制限がある

組合員について、2分の1以上は組合事業に従事しなければならない（従事比率）、事業従事者の3分の1以上は組合員である必要がある（組合員比率）等の制限があります。



6 個人事業主の場合は競業禁止に注意

個人組合員の場合、総会の承認を得た場合を除き、組合事業と自身で行う事業との競業が禁止されているので注意が必要です。

社会保険・労働保険について

企業組合を設立して事業を開始するにあたって、社会保険・労働保険について知る必要があります。ここでは各制度の概要をご紹介します。なお、組合員は出資者であり経営者であり労働者であるという側面を持つことから、加入対象者となるかどうかは個別判断が必要となります。

	種類	内容	基本的な加入対象者等	費用負担
社会保険	健康保険	業務上及び通勤災害以外の事由による病気やケガ等に対して保険給付を行う制度	常時使用される方で要件に当てはまる場合（法人の代表で報酬を得ている場合は加入となる）	事業主と被保険者が半分ずつ負担
	厚生年金保険	労働者の高齢、障害又は死亡について保険給付を行い、労働者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上を目的とした公的年金制度		
労働保険	労災保険	業務上や通勤中にケガ等をしたとき、事業主に代わって必要な給付を行う制度	事業に使用される者で、賃金を支払われる者（代表権・業務執行権を有する役員は加入できない）	全額事業主負担
	雇用保険	労働者が退職などで失業したり、雇用の継続が困難となった場合等に必要な給付を行う制度	要件に当てはまる労働者（法人の役員は原則加入できないが使用人兼務役員と判断される場合は加入できる）	事業主と被保険者双方の負担

加入対象となる要件等は各制度で異なりますので、詳細は各制度の担当機関にお問合せください。

法人に関する税金

法人に関する税金の一部をご紹介します。

法人税 法人の所得（＝利益）に対して課税される。

法人住民税

法人税額に対して課する法人税割と均等割による。道府県民税と市町村民税とがある。山口県内の場合、均等割は道府県民税 21,000 円、市町村民税 50,000 円（出資額や従業員数等により変動あり）で赤字の場合でも課税される。

法人事業税 特別法人事業税

法人事業税：各事業年度の所得等に対して課税される。特別法人事業税：地方法人課税における税源偏在の是正を目的として、法人事業税の一部を分離して導入された国税。

所得税

役員、組合員、従業員、報酬、給与、配当、手当等に対する源泉徴収義務がある。

印紙税

不動産の契約書等、課税文書を作成する際に支払う税金。

登録免許税

登記、登録、特許、免許、許可、指定および技能証明の際に課税される。企業組合は設立や役員変更の登記は非課税。

消費税

商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して広く公平に課税される税で、最終的に商品等を消費し、又はサービスの提供を受ける消費者が負担し事業者（課税事業者）が納付する。

固定資産税

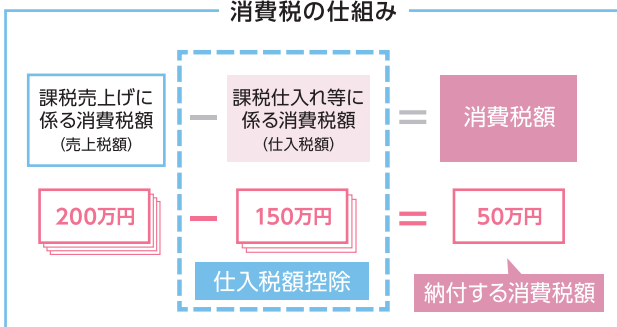
固定資産を保有している場合に、その固定資産に対してかかる税金。市町村が課す。



インボイス制度について

2023年10月1日より、消費税の仕入税額控除の方式として「インボイス制度」が開始されます。適格請求書（インボイス）を発行できるのは、課税事業者のうち「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、事前に登録を受ける必要があります。

消費税の仕組み



- 買手は、仕入税額控除の適用のために、原則として売手から交付を受けたインボイス（適格請求書）を保存する必要があります。
- 売手は、インボイスを交付するためには、事前にインボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）の登録を受ける必要があります。なお課税事業者でなければ登録を受けることはできません。
- 基準期間の課税売上高が5,000万円以下であれば簡易課税を選択でき、消費税の申告に際して、仕入れや経費の消費税額の実額計算やインボイスの保存は不要で事務負担が軽減されます。

詳しくは国税庁HP「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。



他の法人組織との比較（基本編）

中小企業組合

	株式会社	合同会社	一般社団法人	NPO法人	事業協同組合	企業組合	企業組合のポイント
根拠法	会社法		一般社団法人及び一般財団法人に関する法律	特定非営利活動促進法	中小企業等協同組合法	中小企業等協同組合法	自分たちに合った働く場を創るための組織
目的	利益追求		公益、共益、収益など制限なし（定款に定めた目的）	公益・社会益の増進（非営利目的）	組合員の経営の近代化・合理化・経済活動の機会の確保	組合員の働く場の確保、経営の合理化	
事業	定款に掲げる事業		定款に掲げる事業（剰余金や残余財産の分配を受ける権利を付与することはできない）	特定非営利活動（20分野）による公益の増進（営利を目的としない）	組合員の事業を支える共同事業	定款に掲げる事業	定款に掲げれば何でもOK
所管行政庁／所轄庁	なし		なし	都道府県知事（例外あり）	都道府県知事（例外あり）	都道府県知事（例外あり）	県知事認可法人のため設立直後から信用力が高い
法人税	法人課税		営利型は普通課税・非営利型は非課税（収益事業は課税）	原則非課税（収益事業は課税）	法人課税	法人課税	個人同士の連携や創業に最適
ポイント	利益を得ることに重点を置いた組織、所有者と運営者が別	利益を得ることに重点を置いた組織、所有者と運営者が同一	多種多様な事業ができる非営利法人	不特定多数の者の利益のための社会貢献活動を行う非営利法人	事業者同士のビジネス連携を行うための組織	組合員全員が平等な立場で、1つの会社のように事業を行うことができる組織	

設立についての比較

	株式会社	合同会社	一般社団法人	NPO法人	事業協同組合	企業組合	企業組合のポイント
設立要件	資本金1円以上1人以上	資本金1円以上1人以上	2人以上	10人以上の社員	出資金 4社以上の事業者 （個人事業主含む）	出資金 4人以上の個人 （個人事業主含む、法人の参加可）	4人以上で設立できる
設立の流れ	定款作成 定款認証 出資の払込 機関の設置 設立の登記 開業届等提出	定款作成 出資の払込 設立の登記 開業届等提出	定款作成 定款認証 設立時理事の選任等 設立の登記 開業届等提出	設立総会 所轄庁へ設立 認証申請、縦覧 設立の登記 開業届等提出	創立総会・理事会 所管行政庁へ 設立認可申請 出資の払込 設立の登記 開業届等提出	創立総会・理事会 所管行政庁へ 設立認可申請 出資の払込 設立の登記 開業届等提出	中央会が設立資料作成を全面的にサポートするので安心
行政の認可	不要	不要	不要	不要 （認証は必要）	必要	必要	所管行政庁による認可が必要
公証人による定款認証、印紙税	定款認証必要 （手数料3万～5万円） 印紙税4万円 （電子定款の場合は不要）	定款認証不要 印紙税4万円 （電子定款の場合は不要）	定款認証必要 （手数料5万円）	定款認証不要	定款認証不要	定款認証不要	登録免許税が0円で スモールスタートが可能
登記の際の登録免許税	最低15万円	最低6万円	6万円	非課税（0円）	非課税（0円）	非課税（0円）	
合計費用	18万～24万円	6万～10万円	11万円	0円	0円	0円	

構成員（権利・配当）についての比較

※ここでは、各法人を比較しやすいように簡易に表示していますので、詳細は根拠法をよくご確認ください。

	株式会社	合同会社	一般社団法人	NPO法人	事業協同組合	企業組合	企業組合のポイント
構成員となれる者	個人、法人	個人、法人	個人、法人	個人、法人	事業者 (法人、個人事業主)	個人(総組合員の4分の1以内であれば法人も可能)	↓ 個人事業主も組合員となる
構成員の名称	株主	社員	社員	社員	組合員	組合員	
代表者の名称	代表取締役	代表社員	代表理事	代表理事	代表理事	代表理事	
構成員の権利	議決権 配当請求権 残余財産分配請求権	議決権 配当請求権 残余財産分配請求権	議決権	議決権	議決権 配当請求権 残余財産分配請求権	議決権 配当請求権 残余財産分配請求権	
議決権	出資額に応じる (1株1票)	1社員1票 (ただし定款で定めれば変更可)	1社員1票 (ただし定款で定めれば変更可)	1社員1票 (原則平等)	出資額に抛らず 平等 (1組合員1票)	出資額に抛らず 平等 (1組合員1票)	出資額の多い少ないに関わらず平等
加入資格	無制限	無制限	原則自由加入 (定款で制限可)	原則自由加入	自由加入 (定款に定める地区内で事業を行う者)	自由加入 (法人は、総組合員の4分の1以内)	
出資の必要	必要	必要	不要 (出資持分が存在しない)	不要 (出資持分が存在しない)	必要	必要	出資をして組合員となる
配当	可能 (出資配当)	可能 (定款で自由に設定)	不可	不可	可能 利用分量配当及び 1割までの出資配当	可能 従事分量配当及び 2割までの出資配当	非営利法人と違って配当が可能

Q. 個人事業主が組合員となる場合、協同組合と企業組合はどう違うの？

A どのように組合事業に関わるかが異なります。

協同組合 自社は今まで通りの活動を行い、「協同組合の組合員」という別の肩書を持つというイメージです。組合から受けた仕事は売上高、組合事務を引受けた場合は業務委託となる場合が多いです。(組合員にとっては事業収入となります)

企業組合 基本、自らが企業組合の一員となって事業を実施し、勤労の対価として給与所得を受け取ります。(事業所得ではなく給与所得となります) 場合によっては社会保険・労働保険に加入することになります。原則、企業組合で行う事業と同様の仕事は自分自身では行えません。



労働者協同組合

企業組合との 相違点

- 行政庁による許認可等を必要としない(準則主義)ただし都道府県知事による監督を受ける
- 組合は組合員との間で労働契約を締結する義務がある(代表理事、専務理事などの一定の者を除く)
- 出資配当は認められない
- 設立は3人以上

労働者協同組合法(令和2年法律第78号、令和4年10月1日施行)に基づいて設立された新しい法人組織です。

組合の基本原則その他の基準及び運営の原則

- 労働者協同組合(以下「組合」という。)は、次に掲げる基本原則に従い事業が行われることを通じて、持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とするものでなければならないこと
 - (1) 組合員が出資すること
 - (2) その事業を行うに当たり組合員の意見が適切に反映されること
 - (3) 組合員が組合の行う事業に従事すること
- 組合は、1のほか、次に掲げる要件を備えなければならないこと
 - (1) 組合員が任意に加入し、又は脱退することができること
 - (2) 組合とその行う事業に従事する組合員との間で労働契約を締結すること
 - (3) 組合員の議決権及び選挙権は、出資口数にかかわらず、平等であること
 - (4) 組合との間で労働契約を締結する組合員が総組合員の議決権の過半数を保有すること
 - (5) 剰余金の配当は、組合員が組合の事業に従事した程度に応じて行うこと
- 組合は、営利を目的としてその事業を行ってはならないこと
- 組合は、特定の政党のために利用してはならないこと

<https://www.roukyouhou.mhlw.go.jp/> 詳細はこちら▶



山口県中小企業団体中央会とは？

中小企業の振興発展を図るため、中小企業の連携・組織化を支援する連携組織支援の専門機関です。

中央会は、中小企業等協同組合法に基づき都道府県ごとに設置された公益性の高い特別法人で、各都道府県や関係機関と連携して地域の中小企業の組織化促進とその活性化に努めています。

主な事業内容

- ✓ 組合の設立及び運営指導
組合設立及び運営などの全般を支援
- ✓ 中小企業の経営・労務・経理・税務・法務相談などの経営課題に対する支援
- ✓ 人材育成事業
専門家を活用しての支援・講習会等の開催等
- ✓ 組合等への調査・情報提供事業
地域産業の実態等の調査、会報の発行やホームページ・メルマガ等による情報提供
- ✓ 中小企業振興対策の建議・陳情・請願

組合サポートメニュー

中央会は中小企業組合等の支援を行うことを目的に活動していますので、設立前も設立後も手厚くサポートしています！お気軽にお問い合わせください。

組合設立前の支援

- ✓ 仲間集めの支援
- ✓ 事業計画の策定支援
- ✓ 設立に関する書類の作成サポート

組合向けの支援

- ✓ 運営や会計に関するアドバイス
- ✓ 講習会の開催支援（1/2 補助）
- ✓ 組合特有の補助金申請支援

ご相談は無料です！お気軽にご相談ください。



083-922-2606

受付時間 8:30~17:15 (土日祝除く)



ycdc@axis.or.jp

山口県中小企業団体中央会

〒753-0074

山口県山口市中央4丁目5-16 山口県商工会館6F

TEL 083-922-2606

FAX 083-925-1860

URL <http://axis.or.jp>

Email ycdc@axis.or.jp



ホームページ



公式Facebook



公式Instagram



山口県中央会

で検索！

地図

